



- ・年度初めに流域治水プロジェクト内容の追加・修正等について意見照会
- ・修正・追加等があった場合、流域治水協議会を開催、プロジェクト内容を更新
- ・大規模氾濫時の減災対策協議会に特化する取り組みは、引き続き同協議会にて、進捗管理を実施
- ・流域治水協議会においても、現行規約に則り、進捗状況を協議会として共有・把握

最上川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「最上川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和2年7月豪雨や令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、最上川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、一級水系最上川流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求める事ができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5 事務局は、第2項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求める事ができる。

(部会)

第6条 幹事会に上流、中流、下流部の個別課題検討のため、部会を設置する。
2 部会は、別表3、別表4、別表5の職にある者をもって構成する。
3 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 部会は、個別の課題を検討し、結果については幹事会へ報告する。

(協議会の実施事項)

第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
(1) 最上川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討
(2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表
(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
(4) その他、流域治水に関して必要な事項

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。
2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。
2 協議会及び幹事会の事務局は、山形河川国道事務所、酒田河川国道事務所、新庄河川事務所及び山形県県土整備部河川課が共同で行う。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

規約は、令和2年 9月15日から施行する。
令和3年 1月27日改定